

高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見書

近年、世界的な人口増加と食糧輸出国での情勢悪化等に伴い、各国では農産物の輸出規制や買いためといった食料安全保障の強化に向けた動きが加速しています。また、世界では気象変動に伴う大雨・洪水、干ばつといった自然災害が頻発し、食糧生産にも影響を及ぼしていることから、世界の食料需給は、一層、逼迫傾向となっています。

こうした中で、本年、日本は観測史上最も暑いとされる記録的な猛暑に見舞われ、農業においては高温による農作物の生育障害が発生するなど、収量・品質低下を招いています。

北海道においても多くの作物で高温障害が発生し、上川管内においては、米をはじめ、大豆や甜菜、野菜（馬鈴薯、玉ねぎ、ブロッコリー、スイートコーン、南瓜）などの収量・品質が低下しています。また、生乳については乳牛の夏バテの影響で生産量（2023年度：全国）が減少すると見通されています。

現在、北海道の生産者は昨年からのコスト高に加え、コロナ禍以降の農産物の不安定な需給環境等により危機的状況におかれ、こうした中での、更なる収入減少は大きな不安材料となっています。

つきましては、高温障害による農作物被害など、更なる負担増加によって生産者の営農継続が危ぶまれている状況を踏まえ下記内容を要望します。

記

- 1 物価高騰で生産コストが高止まりしている中、今夏の猛暑の影響で米や畑作物、野菜など多くの作物で高温障害が生じ、農業者の収入が減少していることから、次年度以降も営農継続が図られるよう、利子補給などによる無利子・無担保の資金融通、無利子資金への借り換えなどの金融対策を講じること。
- 2 食料安全保障の観点から、地球温暖化や気象変動に順応できる品種（高温耐性等）の開発並びに、自然災害による農作物被害の防止に向け努力している生産者への支援策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 12 月 15 日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣 } 宛